

# 川崎市立幸町小学校保護者と教職員の会規約

## 第一章 名称

第一条 本会は川崎市立幸町小学校保護者と教職員の会（P T A）と称し、事務所を同校（川崎市幸区中幸町2—17）内におく。

## 第二章 目的及び活動

第二条 この会は保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

- 一、よい保護者、よい教職員になるように努める。
- 二、家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を指導する。
- 三、児童の生活環境をよくする。

第四条 国際理解に努める。

## 第三章 方針

第五条 この会の会員は、この会の名のもとに一切の営利活動、宗教活動、政治活動に関係してはならない。

第六条 この会は教育活動を助成するため意見を具申し参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

## 第四章 会員

第七条 この会は学校に在籍する児童の保護者と校長及び教職員をもって組織し教職員に理解をもちこの会の目的達成のために協力される者は本人の同意を得て会長がこれを賛助会員とすることができる。

## 第五章 役員及び会計監査委員

第八条 この会は次の役員及び会計監査委員をおく。任期は一年とする、但し重任は妨げない。役職兼任を認め、役職をおかないことも可とする。

- 一、会長
- 二、副会長
- 三、会計
- 四、書記
- 五、会計監査

第九条 役員及び会計監査委員の任務は次の通りである。

- 一、会長はこの会を代表しこの会の業務を総括する。
- 二、副会長は会長を補佐し会長に事故があるときはその業務を代行する。

- 三、会計は会計事務を処理する。
- 四、書記は総会並びに運営委員会の議事記録の作成及び庶務を処理する。
- 五、会計監査委員は会計を監査しその結果を総会に報告する。

第十条 役員及び会計監査委員の選出は次の方法による。

- 一、候補者指名委員会を設けて次年度の役員及び会計監査委員の候補者を挙げる。
- 二、役員及び会計監査委員候補者の氏名は本人の同意を得て、選出の七日前までに会員に通知する。
- 三、役員及び会計監査委員の決定は総会出席者全員の無記名投票或いは信任投票による。

第十一条 役員及び会計監査委員候補者指名委員会は委員長1名、委員数名、それぞれ互選により選出された者によって構成される。

## 第六章 機関

第十二条 本会に次の機関をおく。

- 一、総会
- 二、運営委員会及び役員会
- 三、常任委員会
- 四、特別委員会
- 五、会計監査委員会

第十三条 総会は年二回開催し会長がこれを召集する。但し必要ある場合は臨時総会を開くことができる。総会は書面あるいは電磁的方法によって開催することができる。

第十四条 総会は本会最高の決議機関で次の事項はすべて総会の決議或いは承認を経なければならない。

- 一、年度事業計画
- 二、年度予算並びに決算
- 三、会費の決定及び寄付金等を求める場合
- 四、役員及び会計監査委員の信任
- 五、規約改正

第十五条 総会は構成員の五分の一以上をもって成立する。議決は出席者の過半数をもってする。

第十六条 運営委員会は、役員、各常任委員会・特別委員会の正・副委員長及び校長、教職員によって構成される。

第十七条 運営委員会の任務は次の通りである。

- 一、総会の決議事項を執行する。
- 二、委員会（常任・特別）によって立案された事項の検討並びに本会事業の立案・企画

三、総会に提出する議案・報告書の作成

四、常任委員会設置に関する事項

五、予算案の編成、その他

第十八条 運営委員会は必要に応じ会長がこれを召集し、定数の二分の一をもって成立する。

第十九条 常任委員会には、児童地域委員会、広報委員会、成人委員会、指名委員会をおく。但し必要により他に委員会をおくことができる。

第二十条 常任委員会の正・副委員長は、役員及び校長の承認を経て会長がこれを委嘱し、委員は各委員長が選定し、会長がこれを委嘱する。

第二十一条 常任委員会の任期は一年とする。但し重任を妨げない。

第二十二条 常任委員会の任務は次の通りである。

一、児童地域委員会

児童の福祉厚生をはかるとともに児童の校外生活における良き指針として活動する。

二、広報委員会

P T A活動を会員に報せ、会員がこの会の趣旨を十分に理解できるように努める。

三、成人委員会

P T A会員同士の相互理解や交流、及び教育への理解を深めるための講習会やイベントを企画・運営する。

四、指名委員会

P T A役員を選出する。

第二十三条 常任委員会は、正・副委員長及び委員をもって構成し委員長がこれを召集する。役員及び校長はこれに参加することができる。

第二十四条 各常任委員会は如何なる事業計画も運営委員会にはからなければならない。

第二十五条 特別委員会は必要に応じ運営委員によって設けることができる。

## 第七章 会計

第二十六条 この会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもって充てる。

第二十七条 この会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第二十八条 この会計の決算は、会計監査委員会の監査を経て総会に報告しその承認を得るものとする。

第二十九条 任期途中で役員及び会計監査委員に欠員が生じた場合は、会長は運営委員会にはかりその欠員を補充することができる。

## 第八章 寄付

第三十条 P T Aから学校への寄付については、川崎市教育委員会 総務部学事課の寄付受諾書をもっておこなう。

第三十一条 寄付については、P T A全会員の代表として運営委員会もしくは役員会で意思決定できるものとする。

第三十二条 第三十一条で判断できない寄付（特別会計での支出など）については、P T A定

期総会もしくは臨時総会での決議とする。

## 第九章 P T A部活動

第三十三条 会員相互の親睦と健康増進、および、地域との親睦を深めるため、会員で構成する。

第三十四条 P T Aバレーボール部を設ける。

第三十五条 部活動の新設はP T A定期総会もしくは臨時総会での決議とする。

### 附 則

第三十六条 この会の運営に関し必要な細則はこの規約に反しない限り、運営委員会の議決を経て定める。

第三十七条 この規則は、平成十八年四月一日より実施する。

平成十八年三月九日一部改正

平成二五年三月四日一部改正

- ・名称を川崎市立幸町小学校父母と先生会から、川崎市立幸町小学校保護者と先生の会に変更

令和元年五月十日一部改正

- ・名称を川崎市立幸町小学校保護者と先生の会から、川崎市立幸町小学校保護者と教職員の会に変更

令和三年五月三十一日一部改正

- ・常任委員会として成人委員会を新設

令和五年三月一日一部改正

- ・常任委員会として文化図書委員会の廃止
- ・常任委員会として環境美化委員会の廃止
- ・指名委員会を特別委員会から常任委員会へ移設
- ・第八章 寄付を追加
- ・第九章 P T A部活動を追加

令和七年三月一日一部改正

- ・第四条 四、国際理解に努める 項番誤記訂正
- ・第八条 () 内補足変更
- ・第十一条 指名委員会の構成変更
- ・第十三条 総会における電磁的方法を追加
- ・第十六条 運営委員会の構成変更

令和八年六月三日一部改正

- ・第八条 役員人数の撤廃